

第三者評価 評価結果（児童相談所）

① 第三者評価機関名

株式会社経営志援

② 施設・事業所情報

運営主体：名古屋市	種別：児童相談所	
事業所名：名古屋市中心児童相談所		
代表者名：中央児童相談所長 加藤 秀一	定員：	25 名
所在地：名古屋市昭和区折戸町4-16		
TEL：052-757-6111		
ホームページ： https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000010318.html		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成21年4月		
職員数	常勤職員：14名	非常勤職員：10名
専門職員	指導員	
	保育士	
施設・設備の概要	居室（個室） × 1、 居室（2人部屋） × 4 居室（3人部屋） × 5 居室（幼児） × 1	室内運動場、屋外運動場、食堂、浴室（男女×各1）、トイレ、学習室、保健室、幼児遊戯室
	職員室、面接室 × 各1	厨房（共用）

◎ 理念・基本方針

【基本的援助理念】

一時保護所は、子どもにとっては24時間生活の場であるが、単にそれだけではなく、その機能から、行動観察、しつけ、教育的要素等を含んだ場であるということが出来る。以下の3つを基本的援助理念として心がける。

(1) 情緒の安定及び健康な心身の維持増進

子どもは危機的状況の中で一時保護されるので、その目的にかかわらず子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図るよう留意する。

(2) 社会性の養成

一時保護所における生活は、子どもにとって、退所後の生活への適応を図るための重なる経験や学習の場でもある。次のような社会性を養成するようにする。

ア. あいさつ、言葉遣い、思いやりの心、基本的マナー、協調性、けじめ

イ. 物を大切に作る心、整理整頓の習慣、責任感の増大、自己表現力の向上、自主性の養成

ウ. 自己尊重感や自己肯定感の高揚

(3) 子どもの発達段階や状況に応じた生活援助

一時保護所に保護されている子どもは、年齢は未就学児童から思春期まで、その背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々である。児童養護施設、知的障害児施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等、様々な施設が対象となる子どもや、不安残留の子どもや性的加害児や被害児等も一時保護されている。一時保護所とは、このような子どもが同一の狭い空間の中で集団で生活をする場所である。そして毎日のように入退所があり、子どもの安全確保のために、子どもは自由に外に出ることができない閉鎖された環境で、家族や親しい友だちから引き離された不安定な気持ちを抱えて集団生活をしている。そのために、子どもは寂しさや不安などから、情緒的に不安定になり、それを怒りとして表現したり、それが身体症状や精神症状として出てくる場合がある。

一時保護されている子どもには、一人ひとりの発達段階や状況に応じた適切な援助を確保することが重要である。性被害を受けた子どもには個室を提供し、同性の職員ができるだけ、そばにできるようにする等、生活空間の居心地を向上させるように配慮する。

◎ 施設・事業所の特徴的な取組

・子どもからの意見の吸い上げに力を入れており、安全委員の聴き取り、意見箱や相談ポストの設置、日記、アドボケイトの導入など実施している。

・同一敷地内に、18歳未満の子どもに関する相談援助活動を行う「中央児童相談所」をはじめ、障害児の発達援助をになう「中央療育センター」や心理治療や生活指導を行う「くすのき学園」が併設されており、必要に応じて連携できる体制を整えている。

◎ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年 6月 1日 (契約日) ~ 令和 5年 3月 31日 (評価決定日) 【令和 4年 11月 4日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0 回

◎ 総評

◇ 特に評価の高い点

【子どものエンパワメントに繋がる養育・支援】

安全委員の聞き取りやアドボケイトの導入、担当制の導入等施設側からの働きかけのみならず、意見箱、相談ポストの設置、日記の活用等、子どもが自ら思いや意見、要望等を発信できる機会を増やしており、実際に意見箱に入る件数も増えている。また、自己肯定感や自己評価を高められるような日々の声かけやかかわりを意識することで、子どもの反応も変化してきている。学習の場面では子どもの学びたいことを見極め、それに主体的に取り組むことができるよう工夫したり、生活着やレクリエーション・体育では選択式にしている点は、子どものエンパワメントを意識した養育・支援と言える。

【医療機関との連携】

同一敷地内の療育センターの医師・看護師と連携できる体制を整え、日々の健康管理についても、医務ノートやホワイトボード等の掲示により、情報共有する仕組みがある。また、医師や看護師からも緊急時の対応等の研修や相談できる環境は、職員の安心にも繋がっている。近年、医療的ケアが必要な子どもも増えており、同一敷地内の医療機関と連携しやすい点は、チームケアを行う上で重要であり、環境として適している。

◇ 改善を求められる点

【職場環境】

働きやすい職場環境を目指し、メンタルヘルス研修の実施や有給休暇の取得率の向上を目指しているものの、人員確保の難しさから少ない人員で対応せざるを得ないことから時間外労働が勤務帯によって常態化している状況となっており、働き方改革や人材確保の観点からも時間外労働の削減などの改善が望まれる。人手不足による影響は、養育・支援の不十分さにつながっていることを感じている意見もあり、使命感との乖離が垣間見られる。今後の職員体制の工夫にも期待したい。

【児童福祉司との連携】

同一敷地内に一時保護所と児童福祉司、児童心理司が配置されているため、連携は取りやすくなっているものの、緊急の入退所の場合等は、情報共有や連携については課題も見られる。子どもが安心・安全に過ごすためにも、スピーディかつ確実な情報共有の仕組みの構築が望まれる。

◎ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

特に評価の高い点として挙げていただいた「子どものエンパワメントに繋がる養育・支援」については、本施設が力を入れてきたところであるので、そこを評価していただけた点は、非常に良かった。

改善が求められる点として挙げていただいた「職場環境」について、人手不足・時間外労働が常態化している状況は、本施設でも問題意識の高かった点である。来年度に向けて職員体制の工夫等実施していきたい。また、「児童福祉司との連携」についても、児童福祉司や児童心理司との意見交換を行いながら、よりスムーズな情報共有の仕組みの構築に努めていきたい。

◎ 第三者評価結果

別紙の「児童相談所一時保護所第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

児童相談所一時保護所第三者評価結果

※すべての評価細目(59項目)について、判断基準(a・b・cの三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

【参考】判断基準について

【a】:適切に実施されている。目安として100点満点中80点以上。

【b】:改善の余地がある。目安として100点満点中20点~79点。

【c】:ほぼ実施できていない。目安として100点満点中19点以下。

【参考】各着眼点の基準について

【○】:できている。

【△】:改善の余地がある。

【空欄】:ほぼできていない、もしくは一時保護所に該当しない。

評価対象Ⅰ 子ども本位の養育・支援

I-1 子どもの権利保障

		自己評価	第三者評価結果
I-1-(1) 権利保障			
I-1-(1)-① 子どもの権利に関する説明			
No. 1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか。	a	a ・ ① ・ c
1-1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか。 子どもの権利を説明するツールを作成・活用している。 日常生活の中で伝える取組をしている。		△
1-2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか。 職員や第三者に相談ができる具体的な相談先や方法を説明している。		○
<判断した理由・特記事項等> 一時保護所のしおりや生活のしおり等を用いて、入所時の面接で説明するほか落ち着いてから生活の各場面で伝えるなど努めている。また、様々な状況の子どもがいるため、繰り返し説明し理解を促すよう心がけているが、年齢や子どもの理解度に応じて説明できるようなツールがあると良い。子どもには困ったことがあれば伝えるよう口頭で説明したり、相談先として安全委員や意見箱、相談ポストや日記を活用しており、意見箱への相談や意見の件数が増えている。			
I-1-(1)-② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築			
No. 2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか。	b	② ・ b ・ c
2-1	子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか？ 子どもが意見等を表明してよいことを分かりやすく説明している。 子どもの意見等を積極的に把握する取組が行われている。 子どもが意見等を言いやすくなるような工夫がされている。 子どもから、意見等が出されている。 子どもが自主的・主体的に提案したり、取組ができる仕組みがある。 苦情解決の体制が整備されている。		○
2-2	子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか。 子どもの意見等があった場合の対応方法が明確になっている。 実際に子どもの意見等が反省された事例がある。		○
<判断した理由・特記事項等> 安全委員の聞き取りや意見箱、相談ポストや日誌、アドボケートの導入により、子どもの意見を聞く機会を増やしている。職員の体制もあり、勤務中に個別に聞き取りの時間を設けることは難しいが、子どもからの意見を吸い上げる工夫に力を入れていることが窺え、子どもからも話を聞いてくれて良かったとの声も多い。自分の部屋でリラックスしてDVDが見たいという意見からポータブルDVDプレーヤーを増台するなど、実現に繋げた事例がある。			

I-1-(2) 子どもに対する説明・合意			
I-1-(2) - ① 保護開始に関わる説明・合意			
No. 3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか。	a	a・b・c
3-1	<p>一時保護の理由は目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか。</p> <p>保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を子どもに説明している。</p> <p>一時保護の期間等について、できるだけ具体的な見通しを伝えている。</p> <p>一時保護所での生活、注意事項を説明している（例、私物の取り扱いなどを丁寧に説明している、子ども同士で個人情報を交換しない等）</p> <p>リーフレット等のツールを作成・活用している。</p> <p>子どもに分かる表現を用いて、具体的に説明をしている。</p>		△
<p><判断した理由・特記事項等></p> <p>保護開始時の説明は、子どもの状況に応じて対応している。基本的には児童福祉司が説明しているが、夜間時の保護は、子どもの体調や状況等に配慮し、先に休ませるなど落ち着いて過ごしてもらうことを優先し、子どもの様子を見ながら追々説明している。一時保護所のしおりや生活のしおりを見ながら説明しているが、緊急の入退所が多いこともあり、児童福祉司との連携や情報共有の点では課題が見られる。</p>			
I-1-(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限			
No. 4	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか。	a	①・b・c
4-1	<p>外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか。</p> <p>外出、通学、通信、面会、行動等が最小限となるよう、十分に検討されている。</p> <p>個別処遇を行う場合など、子どもの意に反した対応を行う場合には、保護所の職員だけでなく児童福祉司や児童心理司を含めて、その対応や期間等について検討を行っている。</p> <p>個別処遇を行う場合には、むやみに長くないよう適宜その必要性について検討を行っている。</p> <p>子どもの身体の自由を直接的に拘束したり、鍵をかけた個室におくなどはしていない。</p>		○
4-2	<p>外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか。</p> <p>子どもがその制限に不満や不服を言う場合には、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるよう努めている。</p>		○
4-3	<p>外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか。</p> <p>制限を行っている場合には、その理由や経過などに関する記録がある。</p>		○
4-4	<p>外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限が不要な子どもについて、不要な制限がされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われているか。</p> <p>制限などが不要な子どもについては、一時保護所での保護以外の選択肢を含めた検討が行われている。</p>		○
<p><判断した理由・特記事項等></p> <p>基本的には児童福祉司主導によることが多いため、児童福祉司との連携を密にし、情報を提供している。高校生の場合は、単位が取得できるよう通学が許可されることもあり、学校行事の修学旅行や野外活動などは一時保護所として参加できるようフォローしている。行動制限を伴う個別援助は一時保護所からの申し出に基づいて実施しており、理由や経過は記録している。子どもの利益と安全確保の狭間で苦悩する様子も窺えるが、検討や協議を重ねられ、児童相談所長の了解を取った上で、実施している。</p>			
I-1-(4) 被措置児童等虐待防止			
No. 5	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか。	a	①・b・c
5-1	<p>被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか。</p> <p>しおり等に、どういう場合に、どこに相談・連絡したらよいのかが記載されている。</p>		○
5-2	<p>万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか。</p> <p>子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は明確になっている。</p> <p>子どもの心のケア等が行える体制が構築されている（職員配置、関係機関連携等）</p> <p>事例がある場合は、適切な対応が行われていた（心のケア、調査、再発防止等）</p>		○
5-3	<p>被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか。</p> <p>職員研修等が実施されている。</p> <p>虐待防止のための組織運営面での取組が行われている。</p>		○
<p><判断した理由・特記事項等></p> <p>入所時面接では、何でも相談して良いこと、意見箱等について説明している。安全委員会による2週間ごとの聞き取りのほか、日々の生活の中でも、困ったことや辛いこと等の訴えがあれば、その日のうちに話を聞くようにしている。一時保護マニュアルには職員の心構えが記載され、職員に配布し周知しており、リファーマ研修では、子どもの虐待への理解や初期対応、話の聴き方等について学んだ。安全委員会を中心とした組織的な取組が行われており、月2回の会議で安全委員会からはフィードバックと周知が図られている。</p>			

I-1-(5) 子ども同士の暴力等の防止			
No. 6	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか。	a	a ・ ㉑ ・ c
6-1	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか。 しおり等に、どういう場合に、どう対応したらよいのかが記載されている。		○
6-2	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか。 子ども同士での権利侵害があった場合の対応が明確になっている。		△
6-3	子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか。 職員研修等が実施されている。 子ども同士での権利侵害防止のための組織運営面での取組が行われている。		△
<p><判断した理由・特記事項等> 子ども同士のトラブル等の際は、しおりのほか、日記や意見箱、安全委員会や個別に職員に相談できることを伝えている。「叩かないで、口で言おう」「やさしく言おう」「相手が悪くても叩かない」という3つの魔法のこたばを掲示し、子どもも意識できるようにしている。子ども同士での権利侵害がある場合、特に夜間帯や土日祝は職員が手薄なため、同一建物内の相談係に応援を依頼しているとのことだが、子どもの安心・安全のためには改善が必要と思われる。また、観察力の向上や対応方法などの職員の研修等の実施にも期待したい。</p>			
I-1-(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮			
I-1-(6) -㉑ 思想や信教の自由の保障			
No. 7	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか。	a	㉒ ・ b ・ c
7-1	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか。 特別な配慮を必要とするかの把握を行う仕組みがある。 特別な配慮を必要とする子どもの受入れについて、どのような対応を行うかが検討されている。 特別な配慮を必要とする子どもを受け入れている場合には、適切な対応が行われている。		○
<p><判断した理由・特記事項等> 宗教上、食習慣や入浴等に配慮が必要な場合は、対応策を検討し対応している。宗教食や除去食の対応、体を誰にも見られないように個室にする、個別の日課で対応するなど、尊重した対応に努めている。</p>			
I-1-(6) -㉓ 性的なアイデンティティへの配慮			
No. 8	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか。	a	㉒ ・ b ・ c
8-1	性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか。 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもの受入れについて、どのような対応を行うかが検討されている。(居室、トイレ、入浴、準備する衣類、他児との関係性) 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもを受け入れている場合には、子どもの意向に沿った対応が行われている。		○
<p><判断した理由・特記事項等> 建物の構造上対応が難しい面はあるが、できる範囲内で対応している。該当する子どもには基本的には個室で対応しているが数に限りがあるため居室内に仕切りをして分けたり、一人入浴など個別に対応している。また、生活着は好きな色を選べるようにしている。集団拒否の場合には、子どもの意向に沿って対応している。</p>			

I-2 養育・支援の基本

		自己評価	第三者評価結果
I-2-(1) 子どもとの関わり			
I-2-(1) -㉑ 安全感・安心感を与えるケア			
No. 9	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか。	a	a ・ ㉑ ・ c
9-1	一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか。 子どもの状況を踏まえ、一時保護所以外での保護を行う選択肢を含めて、適切な保護の方法を検討している。 緊急保護後、一時保護所での保護がなじまない場合には、医療機関や他施設等への一時保護委託への変更を検討し、子どもに適した環境の確保に努めている。 保護を行ううえで、本人や他の子どもへの対応等において留意すべき事項が明確になっており、子どもの安全を確保するための必要な対策がとられている。		△

9-2	子どもへの接し方、対応は適切であるか。	△	
	すべての子どもに対して、公平に接している。		
	子どもに対して、上から目線ではなく、水平目線で接している。		
	不適切な言葉づかいや態度をとっていない（威圧的、命令、横柄な対応、表情、しぐさ等）。		
	子どもの呼称には敬称をつけている。		
	集団の規律を一律に押し付ける等の管理のしやすさより、子どもの生活のしやすさ（自由や家庭的な雰囲気）を大切にしている。		
	異性の職員が関わる際には、個室で2人にならない、適切な距離を保つなど、十分に配慮して対応している。		
9-3	子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか。	○	
	子どもにとって安心できる距離で関わっている。		
	「子ども自身がここでは守られて安心できる」と感じられるよう配慮している（職員が常に見える場所にいる、いつでも子どもが職員に話しかけられる状態とする、適切に目配りする等）。		
	気持ちが不安定な子どもには、子どもが愛着を感じる、安心感につながるものを手元に置くなどの配慮を行っている。		
9-4	全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行えているか。	○	
	子どもの尊厳を大切にし、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解している。		
	子どもの大人に対する怒りを受け止める対応を行っている。		
	子どもの気持ちに寄り添い、不安や怒り、悲しみについて、共感・受け止められたと実感できるように傾聴している。		
9-5	プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか。	△	
	プライバシーの配慮に関する職員研修等の取組みが行われている。		
	子どものケアにおいて、プライバシーに配慮した対応が行われている。		
<p><判断した理由・特記事項等> 子どもが安心感を持って過ごすことができるよう、基本的には同性職員で対応している。また、必ず職員1人は食堂で子どもたちを見守ることができる配置にしている。様々な状況の子どもがいることから、精神科医による「トラウマを抱えている子への接し方研修」を実施し、子どもとの距離感に注意しながらも子どもの気持ちに寄り添う姿勢を心がけている。しかし、集団生活の中にありながら閉鎖的な感じは受けられないものの、家庭的な雰囲気とは言い難い場面も見られる。また、児童福祉司との意見の違いも一部見られ、子どもの安心・安全な環境の確保への取組には改善が求められる。</p>			
I-2-(1) -◎ エンパワメントにつながるケア			
No. 10	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか。	a	①・b・c
10-1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか。	○	
	全体に対して伝えている。		
	個々の子どもに伝えている。		
10-2	表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか。	○	
	子どもが主体的に活動できる場面をつくっている。		
	子どもが自ら意見や要望等を伝え、それに応える機会をつくっている。		
<p><判断した理由・特記事項等> 「あなたは大切な存在である」という直接的な表現ではないが、自己肯定感や自己評価を高めることができるような声かけをしたり、役割を持つような関わりに努めている。朝ごはんのお手伝いで「ありがとう」と伝えたり、早起きできたことをほめる、「よく眠れた？」など気にかけていることを意識して声かけしている。日々声をかけることで子どもからの反応も増えている。また、限られた場面設定の中でも子どもが主体的に活動できるよう、絵画やダンス、音楽、美術等のほかに、学習支援担当が本人が学びたいことや好きなことを取り入れるなど主体的な学習を支援している。子どもの日記は自分の思いを伝えることができるコミュニケーションツールとして有効に活用している。</p>			
I-2-(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮			
No. 11	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか。	a	①・b・c
11-1	子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか。	○	
	子どもからの生活歴の聞き取りを行うにあたっては、誰がいつ、どのように行うか等を検討したうえで実施している。		
	子どもからの聴取は、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答え、自発的な話の聞き取りによって進められている。		
	警察からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依頼をしている。		
	聞き取りを行う職員が、必要な技法を習得している。		
	職員が聞き取りの技法を学ぶ機会を提供している。		

11-2	子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか。	○
	子どもから聞いた話を職員間及び担当児童福祉司と共有する場合には、その旨を子どもに説明している。	
<判断した理由・特記事項等> 子どもからの生活歴や家族歴などの聞き取りは、基本的には児童福祉司が担当しているが、子どもの状況によっては一時保護所の職員がフォローする形で対応している。それらの話は、児童福祉司や児童心理司、一時保護所職員等と共有し、その旨は事前に子どもに説明している。		

評価対象Ⅱ 一時保護所の環境及び体制整備

Ⅱ-1 適切な施設・環境整備

		自己評価	第三者評価結果
I-1-(1) 設備運営基準の遵守			
No. 12	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか。	b	a・ ③ ・c
12-1	子どもの保護ができる場が用意できているか。		○
	定員を超えた受入れを行う場合、居室以外でも安全な場所で寝起きさせている。		
12-2	開放的環境における対応が可能となっているか。		○
	一時保護所内での開放的環境が確保されている。		
	子どもの状況に応じ、一時保護委託等の検討が行われている。		
12-3	一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか。		△
	一人あたりの居室面積が基準以上となっている。		
	居室定員の上限を超えていない。		
	子どもの年齢に応じ、男子と女子の居室が分かれている。		
12-4	プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか。		○
	居室において、プライバシーへの配慮の工夫がされている。		
<判断した理由・特記事項等> 定員は25名だが、最大29名まで受け入れる体制となっている。臨時的・一時的対応に対して居室を準備しているが、近年、保護件数が増加していることもあり定員の上限を超えざるを得ない点もあり、課題として挙げている。保護環境に関しては、集団生活を送るための規則ルールはあるが、できる限り子どもの意向等も尊重した対応に努めており、閉鎖的な雰囲気はない。居室、トイレ、風呂など男女別に分かれており、またプライバシーの配慮のための改装等も実施している。			
I-1-(2) 個別性の尊重			
No. 13	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか。	c	a・ ③ ・c
13-1	個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか。		○
	子ども自身が自由に過ごし方を決められる時間や環境が確保されている。		
	保護所における生活上のルールは、子どもが安全かつ安心して過ごすために必要な最低限の内容となっており、子どもの個性が尊重されるよう検討されている。		
	私服の着用が難しい場合には、子どもが理解・納得するよう説明している。		
	頭髪の色を変えさせる場合には、子どもの同意を得ている。		
13-2	必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか。		△
	できるだけ個室で生活できるよう調整している。		
<判断した理由・特記事項等> 生活ルールは、集団生活を営む上で、無理強いをしない最低限のものになっており、子どもの個性を大切に環境整備に努めている。保護開始時の生活着の選択や、レクリエーション・体育では子どもに選択肢を提示する等、子ども自身の選択や個性の尊重を大切に考えている。また、集団拒否をする子どもに関しては個室を準備して対応しているが、設備環境として個室に限られており、対応に苦慮している点は改善に期待したい。			
I-1-(3) 生活環境の整備			
No. 14	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか。	b	④ ・b・c
14-1	安心して生活できる環境が確保されているか。		○
	外部からの視線に対する配慮が行われている。		

14-2	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか。	○
	毎日清掃している。	
	汚れが目立ったときに、美化に務めている。	
	定期的に害虫駆除等の対策をしている。	
	音、気温、湿度、におい等環境面の評価を定期的に行っている。 不適切な点があった時に改善している。	
14-3	家庭的な環境となるような工夫がされているか。	○
	身体的にリラックスできる空間や設備がある。 みんなが集まるリビングがある。	
14-4	生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか。	○
	生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されている。	
14-5	必要な修繕等が行われているか。	○
	壁の破損、窓の破損など危険箇所がない。 破損した場合、できるだけ早期に修繕できる体制・予算が確保されている。	
14-6	生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか。	○
	閉塞感がない。 植栽等を利用して景色に配慮している。	
<判断した理由・特記事項等> 各居室、食堂、室内運動場、屋外運動場などの生活環境は、閉鎖的な環境には感じられない。2週間に1回、アロマセラピーを実施する等して安心できる空間の提供に努めている。食堂では、午前中に学習、午後はレクリエーションなど、子どもたちが決められた時間の中でリラックスした雰囲気与生活している様子が窺える。また、子どもの個性を尊重し、各自がリラックスできる「落ち着けるもの（ミニカー、ぬいぐるみなど）」の持ち込みにも随時対応している。		

II-2 管理者の責務

		自己評価	第三者評価結果
No. 15	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか。	a	①・b・c
15-1	管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか。		○
	管理者の役割と責任が明確になっている。		
	管理者の役割と責任が、職員に周知されている。 職員との信頼関係ができています。		
15-2	管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか。		○
	一時保護の受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている。 リスクマネジメントの取組みにおいて、管理者としての役割が実行されている。		
15-3	スーパーバイズができていますか。		○
	管理者が、相談支援担当と同程度以上のSV研修を受けている。		
	管理者によるSVが行われている。 管理者によるSVを行う仕組みがある。		
<判断した理由・特記事項等> 一時保護所としての理念は、「一時保護所マニュアル」に「基本的援助理念」が明記され、管理者は当該理念を踏まえた管理者としての役割・責任を果たしている。主な役割としては、現場と上層部とのパイプ役・総括する立場としての機能を果たしており、職員からの信頼も厚い。また「係会議」という職員との会議において、様々な課題を話し合う機会も設けられ、その場でのスーパーバイズを行っており、管理者としての役割を果たしている。			

II-3 適切な職員体制

		自己評価	第三者評価結果
II-3-(1) 設備運営基準の遵守			
No. 16	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか。	c	a ・ ⑥ ・ c
16-1	受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか。		△
	児童養護施設ついて定める設備運営基準以上の職員配置がされている。		
	定員数等に応じた、職員数が確保されている。		
	保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの専門職が配置されている。		
	各時間帯に必要な職員が配置されている。		
<p><判断した理由・特記事項等> 職員配置に関しては、設備運営基準以上の配置は行われているものの、昨今の一時保護の増加の中で、定員を超える子どもを受け入れざるを得ない状況もあり、決して十分かつ余裕のある職員で業務を行っているとは言い難い状況がみられる。職員アンケートからは、「もっと個別対応が行いたい現状の体制では難しい」との意見もあり、業務に対する使命感とのジレンマを感じている姿も垣間見られた。また、夜勤帯の職員配置に関しても1年更新の嘱託職員に依存する部分も多く、今後の職員体制の工夫に期待したい。</p>			
II-3-(2) 職員の適正配置			
No. 17	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか。	a	① ・ b ・ c
17-1	各職種の役割や権限、責任が明確になっているか。		○
	直接処遇職員と間接処遇職員（調理員など）の役割が明確されている。		
	保健師・看護師の役割が明確にされている。		
	心理療法担当職員・学習支援員の役割が明確にされている。		
17-2	専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか。		○
	職員は、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力、専門性をもっている。		
	子どもからの聴取を行う職員は、面接技法の研修等受けている。		
	SV が可能な専門的知識と技術を有する職員が配置されている（経験としてケアワークと相談援助または心理支援の両方の経験、また専門的知識としては社会福祉士・臨床心理士の有資格者）。		
17-3	相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか。		○
	児童福祉司、児童心理司を含め、職員間での相談援助の内容について、情報共有を行うしくみがある。		
	適切にスーパービジョンがなされている。		
	相談援助と心理的アセスメント、ケアワークの情報共有が適切になされている。		
<p><判断した理由・特記事項等> 一時保護所マニュアルの「職員業務概略」の中で、指導員、保育士、学習指導員、心理士の業務分担が明記されている。また職員としての専門性をより高めるために「人権」「LGBTQ」などの研修も企画されている。職員間の情報共有に関しては、事務所内のホワイトボードによる見える化の実施や供覧ファイルを活用している。また、2週間に1回の割合で「係会議」を実施することで職員間の相談援助の一貫性を保つ体制となっている。</p>			
II-3-(3) 情報管理			
No. 18	情報管理が適切に行われているか。	a	a ・ ⑥ ・ c
18-1	個人情報適切に取り扱われているか。		△
	個人情報に関わる書類が放置されていない。		
	個人情報に関わる書類の作成中などに、職員が離席する場合には、書類を隠すなどの配慮が行えている。		
	職員室内のホワイトボードに個人情報を記載している場合には、職員室の外から見えない場所に設置している。		
	個人情報に関わる書類は、日常的に鍵のかかる場所に保管されている。		
	個人情報の取扱いに関するマニュアル等がある。		
18-2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか。		△
	個人情報以外の重要性、機密性の高い情報について、職員が認識できている。		
	重要性、機密性の高い情報について、個人情報と同様に必要な管理・配慮が行えている。		

18-3	書類や記録等が適切に管理・更新されているか。		△
	書類や記録等が適切に管理されている。		
	書類や記録等は、必要に応じて適切に更新されている。		
18-4	子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要が生じた場合には、子どもや保護者の同意を得ているか。		
	子どもに関する情報を外部機関と共有する場合には、子どもや保護者の同意が得られている。		
18-5	情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか。		△
	個人情報等の情報管理に関するマニュアル等が策定されている。		
	個人情報等の情報管理について、職員研修等の取組みが実施されている。		
<p><判断した理由・特記事項等> 個人情報の取り扱いについては、「外出時には鍵つきのカバンで移動する」、「廃棄書類に関しては個人が特定できないよう溶解処理をする」など厳重に管理している。また、個人名が記載されているホワイトボードについては、外部から見えない場所への配置や「暖簾」で見えないようにするなど工夫している。課題点として、個人情報のファイルなど一部、鍵付きキャビネットに保管できていない書類もあること、個人情報管理に関するマニュアルは整備されているが、周知が不十分な点は課題である。</p>			
II-3-(4) 職員の専門性向上の取組			
No. 19	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか。	a	①・b・c
19-1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか。		○
	児童福祉法の目的、子どもの権利条約等、ガイドラインの内容に即したテーマの研修等が実施されている。		
19-2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか。		△
	計画的な研修が行われている（単発での研修となっていない）		
	研修の計画は、養育・支援の質の向上のために設定した目標や事業計画との整合性がとられている。		
	所内研修の他、派遣研修も実施されている（派遣研修のための予算が確保されている）		
	研修で現場を離れる職員がいてもシフトが回せるような体制がとられている。		
19-3	職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されている。		○
	職員ごとの目標設定や育成計画が策定されている。		
	職員のレベルに応じた達成水準が定められている。		
	個人ごとの「研修実績ファイル」がつくられ、研修歴がわかるようになっている。		
19-4	職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか。		○
	OJTの意識的に行っている。		
	新任・転任者に重点的にOJTを行う職員を決めるなどの工夫がなされている。		
<p><判断した理由・特記事項等> 研修に関しては、庶務係が年度方針の中で、職員のスキルアップの目的で企画・計画を立てている。具体的な研修の実施状況については、コロナ禍の影響もある中で、令和3年度では2か月に1回の定期的な研修を実施、また令和4年度は定期的な研修ではなく、随時子どもたちの対応等について「係会議」の中で検討という形で、専門性の向上に取り組んでいる。職員の育成においては「チューター制度」を導入しており、新任職員への指導は約6か月間に渡り、目標を設定し、その進捗をチェックリストで確認している。チューター制度に関する総括も実施しており、人材育成に関するPDCAサイクルの実施が確認できた。</p>			
No. 20	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか。	a	①・b・c
20-1	職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか。		○
	申し送りや申し送りノートの活用など、日々の情報共有を行う仕組みがある。		
	職員間で情報共有するための、定期的な会議開催などの仕組みがある。		
	申し送りや会議などは、できるだけ多くの職員が参加できるように、時間帯や所要時間などに配慮されている。		
20-2	職員間で共有・引継する情報の内容は適切か。		○
	情報共有の仕組みにおいて、共有・引継する情報が明確になっている。		
	必要な情報が共有されている。		
<p><判断した理由・特記事項等> 職員間の情報共有は、ホワイトボード、申し送り、業務日誌、医務引継ぎノートなど多様な仕組みを設けている。また、「係会議」を定期的実施しており、できるだけ多くの職員が参加しやすい午前中の時間帯で会議を行っている。</p>			

II-3-(5) 児童福祉司との連携		
No. 21	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか。	b a ・ ⑥ ・ c
21-1	一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか。	○
	一時保護所は、付設または一定範囲内に設置されている。	
21-2	入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか。	△
	入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、他各部門との情報共有を行う仕組みがある。	
	追加確認等が必要な場合に、児童福祉司等に必要な情報を求められる仕組みがある。	
<判断した理由・特記事項等> 一時保護所と児童福祉司、児童心理司との連携は、同一敷地内にあることもあり、必要に応じて連携は取りやすい環境にある。最近、担当制を導入し、子どもと話しやすい環境を作る工夫も行っている。課題としては、緊急の入退所も多く児童福祉司、児童心理司と連携を図るよう努めているが、人手不足や連携不足も生じている点がある。今後の改善に期待したい。		
II-3-(6) 職場環境		
No. 22	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか。	a a ・ ⑥ ・ c
22-1	適正な就業状況が確保されているか。	△
	労務管理体制が構築されている。	
	時間外労働や休暇取得などが適切に行われている。	
22-2	職員が働きやすい職場環境づくりの取組がなされているか。	○
	メンタルヘルスに関する取組が行われている。	
	ハラスメントの防止策・対応策などの取組が行われている。	
	希望があれば、職員が相談できる体制がある。	
<判断した理由・特記事項等> 時間外労働が常態化していることに関しては、子どものトラブル対応などの原因が挙げられるが、人手不足によるところも大きい。日勤者が遅番の時間帯での勤務が常態化していることなどは、働き方改革の観点からも課題として取り組まれることに期待したい。働きやすい環境にするべく、メンタルヘルス研修の実施や有給休暇の取得率の向上に取り組んでいる。		

II-4 関係機関との連携

		自己評価	第三者評価結果
II-4-(1) 医療機関との連携			
No. 23	医療機関との連携が適切に行われているか。	a	⑥ ・ b ・ c
23-1	必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか。	○	
	子どもの健康管理において、医療機関が必要な場面でかかわっている。		
	治療的ケアを必要とする場合に、医療機関からの協力を得られている。		
23-2	子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか。	○	
	医療的な面での支援等が必要な子どもについて、医療機関がかかわるチームケアの体制が構築されている。		
	必要性を感じた職員が必要なときに「提案」できる仕組みがある。		
<判断した理由・特記事項等> 同一敷地内の療育センターとの連携が取れる体制となっており、医師、看護師と相談しやすい環境である。近年、医療的ケアが必要な状況も増えており、チームケアの体制を整備する方向で進んでいる点では、医療機関との連携がしやすい環境は適しているといえる。			
II-4-(2) 警察署との連携			
No. 24	警察署との連携が適切に行われているか。		a ・ b ・ c
24-1	子どもに対し、警察が面接などを行う場合には、可能な限り協力しているか。		
	子どもが拒んだ場合に、子どものアドボケートを行っている。		
<判断した理由・特記事項等>			

評価対象Ⅲ 一時保護所の運営

Ⅲ-1 一時保護の目的

		自己評価	第三者評価結果
No. 25	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか。	a	a ・ ② ・ c
25-1	理念・基本方針が職員に周知されているか。 掲示や配布等により、理念・基本方針の職員への周知が図られている。		△
25-2	一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか。 理念・基本方針が策定されている。 理念・基本方針の内容は、一時保護の目的に合致したものとなっている。		○
<判断した理由・特記事項等> 一時保護所マニュアル兼一時保護所様式集の中に「基本的援助理念」として説明されている。理念の内容は、「情緒の安定及び健康な心身の維持増進」、「社会性の養成」、「子どもの発達段階や状況に応じた生活援助」として心がけている。職員には、入職時には当該マニュアルを配布し説明している。課題として職員間で理念浸透の温度差があり、全職員での共有・周知に関しては研修等を通じて実践されることに期待したい。			

Ⅲ-2 一時保護所の運営計画等の策定

		自己評価	第三者評価結果
No. 26	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか。	a	① ・ b ・ c
26-1	事業計画が策定されているか。 活動・行事などが組み込まれた事業計画が策定されている。 事業計画には、活動・行事以外にも、必要な事業内容が具体的に示されている。		○
26-2	事業計画に基づく取組が実施されている。 事業計画に基づき、取組が実施されている。		○
26-3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか。 事業計画の策定と評価、見直しなどの手順が明確になっている。 目標の達成状況や事業計画の実施状況について評価を行っている。 評価を行いやすいように、できる限り数量化を行うなどの工夫が行われている。		○
26-4	策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか。 事業計画に、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映させるための仕組みがある。		○
<判断した理由・特記事項等> 事業計画は、「行事・日用品係」、「衣類・医務・寝具係」、「指導係」、「庶務係」の各係で単年度の方針を計画している。毎年度、事業計画に対する「総括」をするための会議を定期的の実施しており、総括内容も改善点の提案等がまとめられている。それらを次年度への方針へ反映させている点は、PDCAを意識した取組ができていると言える。また、事業所内には「意見箱」も設置されており、子どもからの意見・意向を汲み取る方法など工夫も見られる。			

Ⅲ-3 一時保護所の在り方

		自己評価	第三者評価結果
No. 27	緊急保護は、適切に行われているか。		a ・ b ・ c
27-1	閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか。 子どもの身体状況を把握するための健康診断が速やかに行われている。 必要に応じて、専門医の診察を受診させている。 緊急保護後、必要な調査等が速やかに行われている。 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう、必要な検討・判断を行うための検討体制や視点、手続き等が明確になっている。 閉鎖的環境で生活させる際の手続きは公正に行われている。		
27-2	緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか。 子どもに対して必要な説明が行われている。 子どもに対してわかりやすく伝える工夫がされている。		
<判断した理由・特記事項等>			

Ⅲ-4 一時保護所における保護の内容

		自己評価	第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 生活面のケア			
No. 28	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか。	b	a ・ ⑥ ・ c
28-1	個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面で生活面のケアを行っているか。		○
	子どもの状況に応じ、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等、必要な生活面でのケアが行われている。		
	健康維持を第一に行っている（例：歯ブラシ、歯磨き粉、固形石鹸を使いまわさない）		
	幼児に対する保育は、情緒の安定や基本的な生活習慣の習得に十分配慮している。		
	精神的も不安定な場合、心理的ケアが行われている。		
28-2	日課構成は適切か。		△
	子どもの状況に応じた、日課が構成されている。		
	入浴の回数は適切である。		
	子どもが落ち着いて生活できるよう、日常の過ごし方や活動内容の工夫がされている。		
28-3	一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか。		○
	掃除や洗濯、配膳・下膳、食器を洗うなど、子どもができることには子ども自身がやれるように工夫されている。		
<判断した理由・特記事項等> 子ども一人ひとりに必要な生活習慣を身につけることができるよう支援に努めている。生活場面ごとに自分でできることはできるだけ自分でできるよう見守り、できないところは子どもの状況に応じてかかわる姿勢で対応している。日課を作成し掲示しているが、特に中高生は就寝時間が早いと感じる。一般的な家庭の状況を鑑みても改善を検討されたい。日中の活動内容については様々な活動を取り入れており、限られた空間内でも工夫して実施していることが窺える。			
Ⅲ-4-(2) レクリエーション			
No. 29	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか。	a	① ・ b ・ c
29-1	レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか。		○
	レクリエーションを実施するためのスペース、道具、設備等が整備されている。		
29-2	子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか。		○
	子どもの年齢や希望に応じ、子どもが選択できるような工夫が行われている。		
	一時保護所内での実施可能な多様なプログラムが提供されている。		
29-3	必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか。		○
	野外活動等が行われている。		
	野外活動等を行う場合に想定される事故等のリスクについて、その防止のための取組・工夫が行われている。		
29-4	遊具や備品について、定期的に点検しているか。		○
	遊具や備品について、定期的な点検を行い、必要な修繕等を行っている。		
<判断した理由・特記事項等> 幼児には専用の幼児室があり、年齢に合わせた遊具や玩具が用意されている。小学生以上は、室内運動場や屋外運動場が整備され、サッカー、バスケットボール、バドミントン、ドッジボール等の道具も揃え、自由に選択して参加できるようにしている。図書は自由に閲覧できる。子どものアンケートからも、概ね満足している様子が窺える。			
Ⅲ-4-(3) 食事（間食を含む）			
No. 30	食事が適切に提供されているか。	a	① ・ b ・ c
30-1	1日3食の食事が提供されているか。		○
	1日3食の食事が、適切な時間に提供されている。		
	一定期間の予定献立が作成されている。		
	栄養バランスに配慮された食事が提供されている。		
	嫌いなものも食べられるように、適切な支援をしている。		
	食事時間が、最低30分は確保されている。		
	定時に食事ができなかった子どもに対して、適切に食事が提供されている。		

30-2	食事の安全・衛生が確保されているか。	○
	食材の検収・保管が適切に行われている。	
	調理時の衛生管理が徹底されている。	
	厨房等の調理スペースは、衛生に保たれている。	
	食器等の洗浄、消毒、保管等の衛生管理が適切に行われている。	
	調理員等は、日常の健康管理に十分配慮するとともに、毎月定期的に検便を実施している。	
	職員等による検食が適切なタイミングで行われている。	
30-3	食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか。	○
	アレルギー対応食などの特別食の誤配膳の予防策がとられている。	
	アセスメントができていない子どもがいることを想定した、食事アレルギー等への対応に配慮している。	
	宗教上の理由で食べられない食品への配慮が行われている。	
	子どもの年齢、体格等に応じた食事量の調整を適切に行っている。	
	体調不良の子どもに対して、個別に配慮した食事が提供されている。	
30-4	おいしく食事をするための配慮がなされているか。	○
	食事の種類に応じてそれぞれが適温で提供されている。	
	子どもの嗜好調査等が行われ、子どもの嗜好等に配慮した食事が提供されている。	
	適切な仕様の食器が選択されている。	
	食事のときのテーブルの高さ、椅子の高さに配慮されている。	
	食堂から見えるものへの配慮がされている。	
30-5	子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか。	○
	明るく楽しい雰囲気となるよう配慮されている。	
	食材の彩りや盛り付けなど、見た目の工夫がされている。	
	ただ食事をするだけにならないよう、食育等の取組がされている。	
<p><判断した理由・特記事項等></p> <p>食事は、入所時の情報やアレルギーの有無を確認し、食事の様子を見ながら嗜好、適量等を判断して提供している。アレルギーについては、事前の資料、学校・親からの聴取、医師からの指示や留意点を参考に、トレーの色を変え提供する等の安全策がとられている。乳幼児の食事では、食形態や食べたことのない食材に注意を払い提供している。イレギュラーな時間の食事も職員が対応している。メニューは食堂に掲示し、郷土料理やクリスマス料理、誕生日にはオムライスに名前を書いて折り紙を添えるなど、楽しく美味しく食べられるよう工夫している。</p>		
Ⅲ-4-(4) 衣服		
No. 31	子どもの衣服は適切に提供されているか。	a ① b c
31-1	衣服の清潔は保たれているか。	○
	洗濯の回数・方法が適切である。	
31-2	衣習慣が身につくように支援しているか。	○
	気候にあわせた衣服を着用するよう指導している。	
	子どもの年齢や発達段階に応じた、衣服類の管理のための指導を行っている。	
31-3	発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか。	△
	私服を着用できるようにしている。	
	貸与の場合には、複数の服を提示し、好みのほうを選んでもらえるようにしている。	
31-4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか。	○
	肌着を使い回していない（下着は新品を使用）	
	気候にあわせて衣服を貸与している。	
	古びた衣服、穴のあいた衣服を貸与していない。	
	破損した場合、繕ったり交換している。	

<判断した理由・特記事項等>
洗濯は入浴に合わせ、毎日実施している。下着は個別に新品を購入している。衣服・靴等はサイズ・季節に合わせたものを十分に取り揃え、私服は持ち込めないが、季節や気候に合わせて衣類が選べるよう支援している。破れたりサイズが合わなくなった衣服は、繕ったり交換して再利用している。繕う様子を見て、無駄にしないこと、物を大切にすることを学べるよう支援している。

Ⅲ-4-(5) 睡眠

No. 32	子どもの睡眠は適切に行われているか。	b	a ・ ⑥ ・ c
32-1	就寝・起床時刻は適切か。 発達段階に応じた睡眠時間が確保されている。 職員側の都合で睡眠時間が設定されていない（中学生等に度を越えた長い睡眠時間、年長幼児へ午睡の強要）		△
32-2	睡眠環境は適切か。 就寝時の空調温度が適切に設定されている。 清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている。 特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしている。		○

<判断した理由・特記事項等>
新しい環境になじむのに時間がかかり、なかなか入眠できない子どもには職員が寄り添い付き添うなど配慮している。寝具は干し、シーツは清潔な状態で提供している。職員アンケートからは、小学生は20時就床、中学生は21時就床となっており、子どもからはもっと遅くできないかとの意見があるとの声もあり、人員体制により制限せざるを得ない状況も見られ、子どもが納得できる日課となることに期待したい。

Ⅲ-4-(6) 健康管理

No. 33	子どもの健康管理が適切に行われているか。	a	① ・ b ・ c
33-1	子どもの健康状態が把握されているか。 日々の子どもの健康状態を把握し、記録している。 子どもの健康状態がよくない場合には、子どもの状態について具体的に記録している。 医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、子どもの健康管理に配慮する仕組みがある。		○
33-2	子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか。 必要に応じて健康診査を受けさせている。 体調不良やケガ等が発生した場合の対応方法が明確になっている。 応急の医薬品等が備え付けられている。 診療科目ごとに受診する医療機関がリストアップされている。 診療に必要な「受診券」が準備されている。 診察に連れて行く職員が確保できる体制になっている。		○

<判断した理由・特記事項等>
検診結果や医師からの留意事項をもとに、健康状態の把握に努めている。日頃は、1日2回のバイタルチェックを実施し記録している。体調不良やケガ等があれば、同一建物内の看護師や医師と連携し対応できるようにしており、夜間は、近隣の医院の協力を得ている。新しい環境で不安な子ども的心情も個人のパーソナル記録や医務ノートに記録し、対応の際に活用できるように工夫している。

Ⅲ-4-(7) 教育・学習支援

No. 34	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか。	b	① ・ b ・ c
34-1	子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか。 子どもの学習時間が確保されている。 子どもの希望に応じ、学習時間以外でも学習できる環境を確保している。 学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握している。 一人ひとりの子どもの学力等に応じた学習支援を行っている。 学習耐性のない子ども、精神的に不安定な子ども、基礎的な学力が身につけていない子どもには、学ぶことの楽しさや達成感などを味わうことで学習意欲を高めるための創意工夫した学習を行っている。		○
34-2	通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか。 保護期間が長期化する子どもについて、一時保護委託等を含めて通学機会を確保するための十分な検討を行っている。 受験期や学校行事への参加など、子どもの希望や状況に応じて通学機会の確保に努めている。 通学させる場合には、子どもの安全に十分に配慮している。		○

＜判断した理由・特記事項等＞
 入所時面接等での得意・不得意の聴き取りと学力査定から、教員免許資格を所持した学習支援担当職員が中心となり、一人ひとりの子どもに応じて学習を支援している。支援内容や様子を記録し、情報共有を図っている。学習習慣を身につけるため、決まった時間に座り、学ぶ楽しさや達成感を感じてもらえるよう支援に努めている。教材は、在籍校から週1回プリントが届けられているが（学校により異なる）、学力に応じたプリントを個別に用意するなどして補いながら学年ごとの到達目標に近づけるよう支援している。今年は、学校行事への参加として、中学生が修学旅行に参加できた。

Ⅲ-4-(8) 保育

No. 35	未就学児に対しては適切な保育を行っているか。	a	①・b・c
35-1	発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか。		○
	必要な支援を行う体制が確保されている。		
	必要な保育が提供されている。		
	子どもの年齢や発達段階に応じて提供できる保育メニューや遊びの内容等の工夫が行われている。		
	子どもの年齢や発達段階に応じて、必要な注意や配慮が行われている。		

＜判断した理由・特記事項等＞
 未就学児は保育士が担当し、発達に応じた保育に努めている。遊びの環境として、砂場や遊具、遊戯室が設置され、遊具や砂場の使用の際は安全に配慮しながら、発達に応じた遊びの提供に努めている。子どもが不安になり個別対応をする必要がある際は、同一建物内の他部署からの職員が応援に来てもらえるため、子どもを安全に見守ることができる体制となっている。

Ⅲ-4-(9) 保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等

No. 36	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか。		a・b・c
36-1	子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか。		
	子どもの年齢や状況に応じ、家族に対する支援や対応に関する情報を提供している。		
	子どもへの情報提供にあたり、説明する内容やタイミング、誰から説明するかなどについて、子どもの状況を踏まえて十分に検討している。		
	面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明がしっかりと行われている。		
36-2	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか。		
	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で迅速に共有されている。		
	説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている。		
36-3	家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか。		
	一番近くで生活をともにしている大人としての権利主張の代弁が尊重されている。		
	子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝えている。		

＜判断した理由・特記事項等＞

Ⅲ-5 特別なケアの実施

		自己評価	第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 性的問題への対応			
No. 37	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか。	a	a・①・c
37-1	受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか。		△
	性的問題行動の内容と背景要因を理解した上で、一時保護期間中の支援・対処方法を検討している。		
37-2	子どもの問題に応じた性教育等の支援を行っているか。		○
	異性からの性加害を受けた子供に対しては、できるだけ同性の職員が対応する等の配慮を行っている。		
	具体的な身体的部位の名称や役割、ルールや人との距離感等を教えている。		
37-3	一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか。		○
	他の子どもたちと分離している。		
	分離できる設備と職員体制が確保されている。		
	教育・指導を改めて行っている。		
	他の子どもと合流する際には、他の子どもとの関係性を評価している。		
	必要に応じて、医療機関も受診させている。		

37-4	PTSD症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか。 警察等の面接が行われた後に、丁寧なケア、フォローを行っている。		△
<p><判断した理由・特記事項等> 子どもが抱える性的問題について情報を把握・共有し、適切に関わることができるよう心がけている。しかし、それらの情報を後から得ることが多く、判明した時点で支援や対処方法を検討し、対応している。安全委員会が中心となり子どもに働きかけを行い、「良いタッチ」「悪いタッチ」など保育士、児童心理司、児童福祉司が連携しながら性教育プログラムを実施している。PTSD症状が表れた際は医師や児童心理司が対応しているが、不在時の対応に苦慮している現状であり、勉強会や支援体制づくりをしたいとの意向から、今後の期待される。</p>			
Ⅲ-5-(2) 問題行動のある子どもへの対応			
No. 38	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか。	a	a・③・c
38-1	他害や自傷行為の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか。 受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている。 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている。 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている。		△
38-2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか。 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している。 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている。		○
38-3	他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか。 緊急時に必要な応援体制が確保されている。 緊急時には110番することが職員に周知されている。 他害等、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できている。 子どもがなぜ暴言、暴力をしなければならぬところまで追詰められたのか、その気持ちを理解しようという視点で、本人への対応がなされている。 他の子どもとの関係にも十分に配慮した対応が行われている。		○
<p><判断した理由・特記事項等> 子どもの他害、自傷行為に対して、児童福祉司、児童心理司、医師、職員等の他職種で連携できるよう情報共有とその情報をもとに個別の対処方法を立て対応することが求められる。そのため、医師による勉強会では迅速な気づきや対応について学んだり、予測される事例を踏まえ、危険に繋がる物は目に見えるところに置かないよう対処している。しかし、他害や自傷行為の可能性の情報が入所後になることがある点は、子どもの命にかかわる重大な問題であり、より迅速な情報共有が必要と思われる。</p>			
Ⅲ-5-(3) 無断外出を行う子どもへの対応			
No. 39	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか。	a	②・b・c
39-1	無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか。 受入時に無断外出を行う可能性が把握されている。 心理的状況や無断外出を止める方法について、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている。 心理的状況や無断外出を止める方法について、子どもと一緒に考えている。		○
39-2	無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか。 無断外出した子どもを温かく迎え入れ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、子どもが無断外出をした理由、その思いや気持ちを十分に理解し、受け止めている。 無断外出後には、安全確認（危険物などの持ち込みがないか、負傷していないか）や、行動確認（自傷、他害、窃盗などをしていないか）を行っている。 無断外出した子どもに、作業や運動などを罰として科すなどの対応をしていない。 無断外出を繰り返す子どもであっても、鍵のかかった部屋に入れておく、その他外出できないようにする等、子どもを拘束することをしていない。		○
39-3	無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか。 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している。 無断外出が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちへの配慮も行われている。		○
<p><判断した理由・特記事項等> 入所時に、無断外出の可能性がある場合には、その背景や理由を共有している。無断外出を行う原因の一つに、一時保護預かりに納得できていないことがあると捉え、無断外出後の帰宅時には温かく迎え入れ、無事に帰宅できたことが良かったことを伝え、気持ちが落ち着くのを待ってから子どもの説明に対して傾聴を心がけ、一時保護での生活に納得できるように話し合いを行っている様子が記録から確認でき、適切な対応が行われていることが窺える。無断外出があった際は、フローチャートに沿って各関係機関に連絡し対応している。</p>			

Ⅲ-5-(4) 重大事件に係る触法少年への対応			
No. 40	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか。	b	a ・ ㉑ ・ c
40-1	一定の重大事件に係る触法少年と思科される子どもの一時的保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか。		△
	各種調査・診断を経たうえで、支援内容が決定されている。		
	事件の内容や、子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制がある。		
40-2	重大事件に係る触法少年の一時的保護に適切な居室が確保されているか。		
	他児の生活スペースから分離されている。		
	刺激が少ない場所にある。		
40-3	重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか。		△
	重大事件の場合に、他児に与える影響等の検討が行われている。		
	他児に与える影響等を踏まえた対応が行われている。		
<判断した理由・特記事項等> 現状は、触法少年に対応するケースはほとんどない。過去には、触法少年の一時的保護に際し自他ともに影響を受けやすいことを考慮して個室対応をしている。自分だけのスペースでの生活で孤独感を感じないようフォローを心がけており、食事を持っていく時等の声かけにも配慮している。児童心理司、児童福祉司などの専門家チームのバックアップ体制と情報共有が図られている。しかし、他児とのスペースが分離できる環境とは言えず、適切な対応の実施は現状難しいと思われる。			
Ⅲ-5-(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応			
No. 41	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか。		a ・ b ・ c
41-1	身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか。		
	亡くなった理由や子どもの状況に応じて、専門家のバックアップチームによる対応を行っている。		
41-2	葬儀等に参加させているか。		
	子どもの状況等に応じ、葬儀等に参加できるよう努めている。		
41-3	必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか。		
	子どもの状況に応じ、グリーフケアやモーニングワークの取組を行っている。		
<判断した理由・特記事項等>			
Ⅲ-5-(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応			
No. 42	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか。	a	a ・ ㉑ ・ c
42-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか。		○
	被虐待児であることや、子どもの心身の状況等に関する把握が行えている。		
	子どもの心身の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時的保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている。		
	必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある。		
42-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか。		△
	心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している。		
	保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている。		
	保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている。		
<判断した理由・特記事項等> 入所時に児童福祉司や児童心理司、医師や一時保護所にて協議が行われ、情報共有と把握が行われている。一時保護所内では被虐待児と触法児が一緒になることがないように配慮している。フラッシュバック等で不安定になった際に、個室はあるものの入所児が多く対応できない場合があり、同室の子どもとの相性を考慮して相部屋にて対応することもある。土日祝日は、児童心理司、心理相談員が不在の場合があり、対応については一時保護所の職員が対応している。児童心理司や医師からの指導を受けながら対応力を高めたいとの意向があり、チームケアの質の向上に期待したい。			

No. 43	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか。	a	a ・ ㉔ ・ c
43-1	<p>受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか。</p> <p>子どもの障害の状況等に関する把握が行えている。</p> <p>子どもの障害の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている。</p> <p>身体障害を有する子どもの受入を行うにあたり、バリアフリーや設備等のハード面での環境整備や工夫が行われている。</p> <p>身体障害や知的障害を有する子どもの受入を行うにあたり、介助を含んだ生活支援が行える体制がある。</p> <p>発達障害を有する子どもの受入を行うにあたり、刺激のコントロールが行える環境や体制がある。</p> <p>必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある。</p> <p>受入可否の判断基準と対応が明確になっている。</p>		△
43-2	<p>受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか。</p> <p>心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している。</p> <p>保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている。</p> <p>保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている。</p> <p>個別の日課や支援計画に、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている。</p>		△
43-3	<p>障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組がなされているか。</p> <p>障害への理解を深めるための取組がなされている。</p> <p>障害の有無に関係なく、互いを尊重しあう人間関係づくりの工夫などが行われている。</p>		
<p><判断した理由・特記事項等> 説明や伝えたことが理解できない子どもの対応に苦慮している。施設のハード面では、一部バリアフリー化が進んでいない箇所があり、生活場面で苦慮することがある。入所時の医師の診断結果をもとに支援の方法や医療的なアドバイスを受け、留意点等も確認しており、知的・精神に障害がある場合は、本人に病識がないことや説明がわからないことでストレスになりやすいため、絵カードや写真などで工夫しながら伝えている。車いすを使用する肢体不自由児は施設の構造上、職員が一人につききりで支援が必要な場合は人員体制上、受入れが困難となっている。他の子どもへの障害への理解を深める取組についても、今後検討されたい。</p>			
No. 44	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか。	a	㉕ ・ b ・ c
44-1	<p>受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか。</p> <p>子どもの健康の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている。</p> <p>定期的な注射等の医療行為など、日常生活における必要な支援や対応が行える体制がある。</p> <p>職員間での情報共有や観察・管理を徹底するための取組が行われている。</p> <p>子どもの健康状況に応じ、想定される緊急時の対応が明確になっており、職員間で共有されている。</p> <p>受入可否の判断基準と対応が明確になっている。</p>		○
44-2	<p>受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか。</p> <p>心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している。</p> <p>保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている。</p> <p>保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている。</p> <p>個別の日課や支援計画に、日常的な服薬管理、ホルモン剤やインシュリン等の定期的な注射や吸入などの対応や、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている。</p> <p>個別の日課や支援計画に、日常生活において留意すべき疾病やその対応方法等が明記されている（エピペンが処方されている等の重度のアレルギー、血友病、日光禁止の疾病など）</p>		○
44-3	<p>服薬管理や医療行為は適切に行われているか。</p> <p>飲み忘れや誤薬等が発生しないような工夫が行われている。</p> <p>必要な医療行為が適切に行われるよう、職員配置や対応に関する職員研修等の実施などの体制確保を行っている。</p>		○
<p><判断した理由・特記事項等> 児童福祉司や医師の診断結果から特に留意すべき子どもの状態を把握し、看護師からの薬の取り扱いや服薬時の注意点に関する指示のもと一時保護所の職員が実施している。緊急時や日々の体調変化時は、基本は医師や看護師が対応しているが、職員も症状別の対応の仕方や様子観察、気づきの重要性等を学ぶ機会が設けられている。日々の体調等は、医務ノートに詳細に記録し情報共有を図っている。</p>			

Ⅲ-6 安全対策

		自己評価	第三者評価結果
Ⅲ-6-(1) 無断外出防止及び発生時対応			
No. 45	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか。	a	a ・ ㉑ ・ c
45-1	無断外出があった場合の対応は明確になっているか。		○
	無断外出があった場合の対応は明確になっている。		
	無断外出があった場合には、職員自ら子どもの発見・保護に努めている。		
	無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している。		
	無断外出があった場合には、必要に応じ、警察署に連絡して、発見・保護を依頼している。		
	無断外出した子どもが、他の都道府県等に一時保護された場合の移送あるいは引き取りについて、子どもの福祉を十分に勘案して決定している。		
45-2	無断外出の未然防止に努めているか。		△
	無断外出の可能性のある子どもの把握が行えている。		
	保護所の構造上、無断外出の可能性のある場所について、管理体制を強化するなどの工夫を行っている。		
<p>〈判断した理由・特記事項等〉</p> <p>子どもには一時保護所のルールや約束事は説明しているが、今年が多発している。無断外出の対応方針として、発見と其後の対応を重視しており、無断外出できないよう厳重に施設することはしていない。無断外出発生時には、無断外出対応マニュアルに沿って迅速な対応に努めており、施設内は、朝・夕の見守りと夜間の30分ごとの見守り、発生時には職員が周辺の搜索、警察への通報等の対応を行っている。無断外出の可能性のある子どもは把握しているものの、設備上の管理体制は十分とは言えない。</p>			
Ⅲ-6-(2) 災害時対策			
No. 46	災害発生時の対応は明確になっているか。	a	㉒ ・ b ・ c
46-1	火災時の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか。		○
	具体的な避難計画が作成されている。		
	避難計画は、少人数勤務となる夜間について、他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮が行われている。		
	防災カーテンの設置など、設備上の火災等の発生防止を行っている。		
	避難動線が確保されており、非常口が塞がれていない。		
	消火器及び消火栓が稼働することが確認できる。		
46-2	避難訓練を毎月1回以上実施しているか。		○
	避難計画に基づく避難訓練が実施されている。		
46-3	日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めているか。		△
	緊急事態発生時に連携が必要であると想定される関係機関の連絡先が明示されている。		
	緊急事態発生時の関係機関との連携について、その具体的な方法、手順等が明確になっている。		
<p>〈判断した理由・特記事項等〉</p> <p>災害時の避難計画、避難経路、緊急連絡網は整備されている。避難訓練は避難経路に沿って避難する訓練を毎月1回実施している。現実味の高い事例を想定し、施設内2か所の出火を想定した訓練を実施するなど、判断力と対応能力を高める訓練が行われている。訓練実施後は振り返りを行い、改善策を検討している。</p>			
Ⅲ-6-(3) 感染症対策			
No. 47	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか。	a	a ・ ㉓ ・ c
47-1	感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか。		△
	一時保護開始時に、子どもの感染症の有無や可能性を把握している。		
	子どもが感染症を有している場合又は有する可能性がある場合には、他の子どもから隔離する、必要な治療を行うなどの対応が行えている。		
	ノロウイルスやインフルエンザなど、季節的な流行のある感染症について、その発生を防止するための取組が行われている。		
47-2	感染症が発生した場合の対応が明確になっているか。		○
	感染症発生時について、マニュアル等によりその対応が明確になっている。		
	感染症が発生した子どもを隔離するための静養室などの設備がある。		
	季節や症状等から予測して適切な対応が行えるよう、必要な消毒剤等が準備されている（ノロウイルス発生時のための次亜塩素酸ナトリウムなど）		

＜判断した理由・特記事項等＞

感染症対応マニュアルを整備し、適宜見直しが行われている。保健室は隔離できるスペースとして使用できる。職員の勉強会にて、感染症の基本知識や対策方法など学び理解を深めているが、ここ2～3年は新型コロナウイルス対策に集中し、他の感染症対策が疎かになっている現状を反省に挙げており、今後の改善が期待される。

Ⅲ-7 質の維持・向上

		自己評価	第三者評価結果
No. 48	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか。	a	a ・ ⑥ ・ c
48-1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか。 養育・支援全般にわたって定められたマニュアルがある。・基本的な相談支援に関する事項・養育・支援実施時の留意点・子どものプライバシーへの配慮・設備等の一時保護所の環境に応じた業務手順 リスク管理に関して定めたマニュアルがある。・想定されるリスク・未然防止策と発生時の対応 各マニュアルの目的に応じて活用されている（マニュアルの内容に関する研修の実施、職員の執務スペースなどへの設置等）		○
48-2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか マニュアルの内容に関する研修が実施されている。 職員の執務スペースなど、必要な時にいつでも職員が確認できるよう工夫されている。 その他、各マニュアルの目的に応じた活用の工夫がある。		△
48-3	マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか。 定期的にチェックを行う仕組みがある。 SVIによる確認が行われている。 マニュアル等に基づくケア等が行われている（マニュアルが形骸化していない）		
48-4	マニュアル等の内容について見直し等が行われているか。 必要に応じて、マニュアル等の見直しが行われている。 定期的に見直しを行う仕組みがある。 マニュアル等の見直しにあたり、ボトムアップの仕組みがある（担当者が定められている、職員の意見を反映する仕組みがなど）		
＜判断した理由・特記事項等＞ 基本的な養育支援マニュアルを作成し、子どもの状況に合わせた対応に努めている。担当制を導入していることから、子どもの一人ひとりの心身の状況のほか、様々なアプローチの仕方や支援内容の記録が確認でき、会議等でも共有している。しかし、定期的なマニュアルの見直しや、マニュアルに基づいた支援が行われているかどうかの確認まで至っていない点は改善が必要と思われる。現状に沿ったものとなるよう現場職員の意見が反映される取組に期待したい。			
No. 49	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか。	a	a ・ ⑥ ・ c
49-1	自己評価が定期的に行われているか。 自己評価を定期的実施している。		○
49-2	外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか。 外部評価を定期的を受けている。		
49-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか。 評価結果や苦情相談内容を、質の向上のための取組につなげていく仕組みがある。 評価結果及び苦情相談内容に基づく質の向上を行った実績がある。		△
49-4	職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになってきているか。 PDCAサイクルを恒常的に実施する仕組みがある。 PDCAサイクルに基づく、質の向上を行った実績がある。 PDCAサイクルに全職員が参画するなど、組織的な取組とするための工夫が行われている。		△
＜判断した理由・特記事項等＞ 年1回の自己評価を昨年度から実施している。日常的な支援の向上に向けた取組として、日々の支援での課題について勉強会や指導係による研修を実施し、改善に努めている。今年度から外部評価として第三者評価を受審することとなり、改善課題の明確化や改善に向けた組織的かつ計画的な取組の実施が望まれる。			

評価対象Ⅳ 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

Ⅳ-1 アセスメントの実施

		自己評価	第三者評価結果
Ⅳ-1-(1) 保護開始時			
No. 50	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか。	a	a ・ ㉔ ・ c
50-1	一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか。 可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組が行われている。 必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている。 保護開始時に必要な情報が得られていない場合には、保護開始後も関係機関等との連携により、迅速な情報収集に努めている。		△
50-2	集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか。 集団生活に関する子どもの健康状態等についての確認を行っている（アレルギーの有無、ワクチンの接種状況、感染症等の有無など） 保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対応を行っている。		○
<p><判断した理由・特記事項等> 保護開始時は児童福祉司から情報が提供されており、保護票や援助方針会議資料で確認できる。また、集団生活で子どもが安全に過ごせるよう、アレルギーや持病の有無、発熱の有無などを確認し、必要に応じて病院を受診している。しかし、初期段階で得られる情報には限りがあり、保護開始後も継続的に情報が収集できる仕組みやタイムラグのない情報共有が望まれる。</p>			
No. 51	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか。	a	a ・ ㉔ ・ c
51-1	チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか。 関係機関との総合的なアセスメントが行われている。 保護開始時に十分なアセスメントができていない場合には、保護開始後に迅速にアセスメントが行われている。		△
51-2	総合的なアセスメントに基づく個別援助指針（援助方針）が策定されているか。 総合的なアセスメントに基づく援助方針が策定されている。 虐待の影響による症状が出ている場合には、生活の中での治療を第一選択としている 子どもの状況及び支援指針を各職員が把握できている。		△
<p><判断した理由・特記事項等> 児童福祉司や児童心理司、必要に応じて医師や一時保護所が連携したアセスメントに基づき援助方針会議が実施され、援助方針が決定されている。また、一時保護所の担当職員と児童福祉司、児童心理司による三者協議が行われ、子どもの様子や援助方針、支援方法が共有されている。しかし、援助方針が現場に伝わらない、情報が遅れがち、内容が不十分等という声もあり、スピーディかつ確実な情報共有の仕組みの構築に期待したい。</p>			

Ⅳ-2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

		自己評価	第三者評価結果
No. 52	援助指針に沿った個別ケアを行っているか。	a	a ・ ㉔ ・ c
52-1	個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか。 子ども一人ひとりの援助指針に沿ったケアが行われている。 子どもに関する面会、電話、手紙等への対応は、個別援助指針（援助方針）に沿って行われている。 援助指針は子どもの状況に応じた個別ケアが大前提となっている。 個別対応が必要な場合には、個別対応プログラムを作成している。 集団生活を送る上でのルールについて、子どものそれぞれの事情に配慮した対応を行っている。		△
<p><判断した理由・特記事項等> 援助方針会議で援助方針は決定しているが、文書化しての共有は行われておらず、援助方針会議の議事録から必要な部分をピックアップし、引継ぎ等で共有している。個別ケアに配慮した養育・支援に努めているものの、ハード面ソフト面ともに難しい面がある。幼児は発達に合わせた個別プログラムを作成しているが、児童に関しては個別ケアを実施するだけの人員体制が整えられていない点は改善の余地がある。近年、様々な課題を抱える子どもが増えていることから、検討が必要と思われる。</p>			

No. 53	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか。	a	① ・ b ・ c
53-1	子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか。		○
	子どもとの関わりを通じ、子どもの言動・特徴・感情、過去の経験や家族関係を含めた、子どもの理解に努めている。		
	一時保護中に、子どもの持つ家庭像を含めた子どもへのアセスメントを行っている。		
	子どもが問題行動を表出した場合には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などと関連性を吟味している。		
53-2	子どもの変化に応じた支援が行われているか。		○
	子どもとの関わりの中で把握した子どもの状況や変化に応じた養育・支援を行っている。		
	子どもの状況や変化により、必要に応じて個別援助指針の見直しを行うための仕組みがある。		
<判断した理由・特記事項等> 子どもとの対話や遊びの場面、他の子どもとの関わりを通して、子どもの特性等を観察し、変化等があれば児童福祉司や児童心理司に情報を提供し、三者協議等で共有している。一時保護所での様子は行動観察票にまとめ、医療的な支援が必要であれば、それに合わせた施設への入所などが検討されている。			

IV-3 子どもの観察

		自己評価	第三者評価結果
IV-3-(1) 子どもの観察			
No. 54	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか。	a	① ・ b ・ c
54-1	子どもの全生活場面について行動観察を行っているか。		○
	子どもと定期的に面談等を行っている。		
	種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している。		
	担当者に限らず、様々な職員の視点から行動観察が行われている。		
54-2	子どもの行動観察の結果を記録しているか。		○
	子どもの日々の様子が記録されている。		
	客観的事実を所見が区分して書かれている。		
	子どもに関する記録は、子ども別のノートやファイルに書かれている。		
<判断した理由・特記事項等> 児童福祉司から依頼のある（例えば、退所後に自宅以外の施設に入所したり、通所施設等を利用する予定の）子どもについて、行動観察を実施している。行動観察は、様々な生活場面で子どもと関わりながら把握に努め、行動観察票は担当職員が作成後、他の職員の修正・追記により完成させている。日々の子どもの様子は、日記の返事の担当者が記録を担当し、記録の書き方は新入職員のオリエンテーションで指導している。			
IV-3-(2) 観察会議等の実施			
No. 55	観察会議が適切に行われているか。	a	a ・ ① ・ c
55-1	職員は、業務引継を適切に行っているか。		○
	子どもの状況について、職員が十分に把握できている。		
55-2	観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討・とりまとめが適切に行われているか。		△
	週1回の観察会議を実施している。		
	観察会議では、子どもの行動観察結果及び子どもの意見、そこから考えられる行動の背景、援助方針について確認し、行動診断を行っている。		
	観察会議には、担当の児童福祉司や児童心理司等が参加している。		
	観察する上で、長所（ストレングス）と短所（課題）の両面を意識している。		
	観察会議を適切かつ効果的に行うための工夫がされている。		
	観察会議の結果が判定会議に提出されている。		
<判断した理由・特記事項等> 子どもの状況は、書面や口頭（引継ぎ）・ホワイトボード（2ヶ所）のほか、月2回の係会議で共有し、把握に努めている。ホワイトボードには必ず目を通してほしい内容が記載され、日々更新している。月2回の係会議内で観察会議を実施しているが、時間が十分に確保できない点は課題として挙げられる。また、児童福祉司や児童心理司の参加により、さらなる連携や情報共有の強化に繋がると思われる。			

評価対象V 一時保護の開始及び解除手続き

V-1 開始手続き

		自己評価	第三者評価結果
V-1-(1) 保護開始に関わる支援・連携			
No. 56	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか。	a	a・b・c
56-1	子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか。		△
	一時保護を行うにあたり、必要となる可能性のある支援が明確になっている。		
	必要となる可能性のある支援について、その対応や留意点等が明確になっている。		
	健康診断等の受診が必要な場合、受診させている。		
	子どもや保護者に対する説明等において、必要な支援を行っている。		
	その他、必要と思われる支援について、関係機関との連携のもと、必要な支援を行っている。		
56-2	日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか。		○
	日用品、着替え等をもっていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給または貸与している。		
	支給または貸与は、初日に行えるよう準備されている。		
<判断した理由・特記事項等> 衛生用品（歯ブラシ・歯磨き粉・くし・シューズ等）は支給しており、その他日用品・衣類は貸与している。保護開始時には、集団生活が可能か、アレルギーや持病・発熱等の有無を確認し、必要に応じて病院を受診している。一時保護所として、児童福祉司からの情報に基づき対応を行っているが、保護開始時には情報が少ない場合もあり、子どもの不安を軽減したり安心して過ごすことができるよう配慮している。			
V-1-(2) 子どもの所持物			
No. 57	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか。	a	a・b・c
57-1	子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか。		△
	子どもの福祉を損なう恐れのあるもの以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮されている。		
	子どもの状況や子どもからの聞き取り等により、子どもにとって心理的に大切なものが何かを確認している。		
57-2	一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮しているか。		○
	子どもの所持する物について、一時保護期間中のルールについて、丁寧に説明している。		
	所持品簿を作成している。		
	現金等の貴重品が適切に管理されている。		
57-3	子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等が行われているか。		○
	必要に応じ、保護者等に返還している。		
	違法なものを所持していた場合は、速やかに警察に連絡をしている。		
<判断した理由・特記事項等> 集団での生活のため、公平性の観点から所持が難しい面はあるが、個室対応や居室で1人の時のみという条件つきで子どもにとって心理的に大切な物の使用は認めている。子どもからの要望もあるが基本ルールもあるため、子どもに丁寧に説明しながら妥協点を見つけている。一時保護中に使用しないものは個人ロッカーに、勉強道具は一人ひとりクリアケースに入れ保管し、記名やリスト化するなどして紛失しないよう配慮している。			

V-2 解除手続き

		自己評価	第三者評価結果
V-2-(1) 保護解除に係る支援・連携			
No. 58	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか。	a	a・b・c
58-1	一時保護の継続判断を行うために、必要な情報を提供しているか。		○
	一時保護の継続判断を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である。		
	情報提供は適切なタイミングで行われている。		

58-2	一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか。	○	
	成育歴、強み・長所、継続的に取り組むべき事項等について、一時保護中に得られた子どもに関する情報について、施設職員や里親等に情報提供している。		
	その他、保護解除後にも継続的な支援を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である。		
	施設職員や里親への情報提供は適切なタイミングで行われている。		
	保護所の職員から施設職員や里親に引継ぎやカンファレンスが適切に行われている。		
	情報提供すべき内容が的確に伝わるよう、情報提供の方法などを工夫している。		
<p><判断した理由・特記事項等> 一時保護解除協議において、係長が子どもの状況を伝えている。一時保護所としては、児童福祉司が保護解除後の施設等に子どもに関する引継内容や一時保護所での様子が説明できるよう行動観察票を作成し、提出している。</p>			
V-2-(2) 子どもの所持物			
No. 59	保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか。	a	①・b・c
59-1	子どもの所持物は、一時保護解除時に返還しているか。	○	
	所持物の返還時には、受領証を徴している。		
59-2	子ども以外の者への返還は、適切に行われているか。	○	
	子どもが所持することが子どもの福祉を損なう恐れのある物は、保護者等に返還している。		
	子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな所管物は、その権利者に返還している。		
	触法事件に関する物の権利者への返還にあたっては、警察と協議の上、返還を決定している。		
	権利者への返還にあたっては、権利を有しているかについて、各種資料に基づき慎重に行っている。		
	一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合には、保護者等の遺留物受領人に交付している。		
<p><判断した理由・特記事項等> 子どもの所持物は、貴重品台帳や預かり証にて管理している。貴重品のみならず、薬や私物の下着、傘なども返還している。返還し忘れがないよう指導員研修にてチェックリストを作成し、活用を始めている。退所日には、一時保護所と子ども本人、児童福祉司又は児童心理士とでダブルチェックを行い、児童福祉司経由で保護者等に返還するものは、児童福祉司が確認して返還する仕組みとなっている。</p>			